



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*54 和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部を改正する規則 (行政改革課)..... 1

## 規 則

### 和歌山県規則第54号

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則 (平成10年和歌山県規則第35号) の一部を次のように改正する。

第2項中「まで」の次に「(同条第6号を除く。)」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。